

# オンラインセミナー参加費助成要領

## 1 目的

この要領は、かなざわコミュニティ・コーディネーター認定者がさらに学びを深められるよう、オンラインセミナーに参加するための費用助成を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 助成対象者

過去に金沢市から、「かなざわコミュニティ・コーディネーター」に認定された者

## 3 助成対象セミナー

コミュニティ・コーディネーターとして求められる能力の向上に資するセミナーのうち、次の全ての要件を満たすオンラインセミナーとする。

- (1) オンラインで参加可能なセミナーであること
- (2) 交付申請と同一年度内に開催されるセミナーであること
- (3) 受講履歴の確認又は受講証明書等の取得が可能なセミナーであること
- (4) セミナーの内容と受講に係る料金が、セミナーを提供する団体等のホームページやパンフレット等で一般に公開されていること

## 4 助成対象外のセミナー

次のセミナーは助成対象外とする。

- (1) 申請者自身が開催するセミナー
- (2) コミュニティ・コーディネーターと関係のない、教養・趣味等を身につけることを目的とするセミナー
- (3) 語学の習得を主な目的とするセミナー
- (4) 試験問題や適性検査等のみで構成されているセミナー
- (5) その他、金沢市市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）運営会議会長（以下「会長」という。）が、適切でないと判断するもの

## 5 助成対象経費

### (1) 受講料

受講に係る料金とし、以下のどちらかに該当するもの。

- ① 1 セミナー及び1人当たりの受講料が定められているもの（単講座）
- ② 一定期間又は一定回数の受講料が定められており、複数のセミナーが受講できるもの（定額制）

### (2) 受講に付随する費用

受講申し込みや受講状況の管理、資料等に必要な料金

## 6 助成対象外経費

以下の費用は助成対象外とする。

- (1) パソコンやオンライン機器類等の購入費や賃借料等
- (2) インターネット回線使用料や通信料等
- (3) 受講料の振込手数料や送料等
- (4) その他、会長が適切でないと判断するもの

## 7 助成額及び助成限度額

助成額及び助成限度額は以下のとおりとする。

- (1) 助成を受ける年度の金沢市市民活動サポートセンターファシリテーター登録を行った者  
助成対象経費の3分の2（100円未満切り捨て、助成限度額10,000円）
- (2) 上記以外の者  
助成対象経費の2分の1（100円未満切り捨て、助成限度額5,000円）

ただし、助成対象経費が2,000円未満となる場合は、助成しない。

また、助成は1助成対象者につき同一年度中2回までとし、国や地方公共団体など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して申請することは不可とする。

## 8 助成手続きの流れ

- (1) 交付申請の相談（任意） ※申請者が実施
- (2) 交付申請書の提出 ※申請者が実施
- (3) 審査、交付決定通知 ※サポートセンターが実施
- (4) セミナーの受講 ※申請者が実施
- (5) 実績報告書兼請求書の提出 ※申請者が実施
- (6) 審査、助成額の確定通知及び助成金の振込 ※サポートセンターが実施

## 9 申請方法

### (1) 交付申請

- ・受講日の 14 日前までに、オンラインセミナー参加費助成交付申請書をサポートセンターに提出すること。
- ・セミナーの内容、日時、料金表及びセミナー提供団体等の概要等が確認できるものを添付すること。

※料金表について、見積書は不可。一般に公開されている料金表を添付すること。

また、受講料等が割引されている場合は、割引後の料金がわかるものを添付すること。

### (2) 実績報告書兼請求書の提出

- ・受講後 10 日以内に、オンラインセミナー参加費助成実績報告書兼請求書を提出すること。
- ・セミナーの受講が確認できるもの（セミナー提供団体等が発行する修了証書、受講証明書等）を添付すること。
- ・受講料等の支払いが確認できるもの（セミナー提供団体等が発行する領収書等）を添付すること。

## 10 交付申請に関する注意事項

- ・交付申請後のセミナーの変更は不可とする。
- ・審査の必要に応じ、電話による連絡を入れる場合がある。
- ・審査の必要に応じ、本要領に記載のない書類等についても提出を求める場合がある。
- ・審査の結果や予算額によって、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付決定する場合がある。
- ・予算の範囲を超えた場合は、受付を終了する場合がある。
- ・交付決定額は助成額の上限を示すものとし、受講後に助成額が確定されることとする。

## 11 交付申請の取り下げ

交付申請を取り下げる場合は、オンラインセミナー参加費助成交付申請取下届出書を提出すること。

交付申請を取り下げた場合は、申請回数に含まれない。

## 12 個人情報の保護

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「金沢市個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令に基づいて管理することとする。

### 13 交付決定の取消し、助成金の返還

(1) 以下のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ・偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- ・交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- ・セミナーの受講が客観的に不可能となったとき

(2) 交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還することとする。